

令和5年第2回臨時会

美 郷 町 議 会 議 案 等

令和 5年 5月 8日 開会

令和 5年 5月 8日 閉会

美 郷 町 議 会

承認第1号

美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第2号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月8日提出

美郷町長 田中秀俊

記

1 専決第2号 美郷町税条例の一部を改正する条例

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、美郷町税条例の一部改正が必要になったことから専決処分を行ったので、議会へ報告し承認を求める。

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

美郷町長 田 中 秀 俊

記

美郷町税条例の一部を改正する条例（令和5年美郷町条例第11号）

美郷町条例第 1 1 号

美郷町税条例の一部を改正する条例

美郷町税条例（平成 1 8 年美郷町条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 [略]</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 [略]</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 [略]</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、<u>個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 [略]</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載す</u></p>

改正前	改正後
<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条</p>	<p><u>べき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条</p>

改正前	改正後
<p>第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項の規定の適用</u>については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の町民税の徴収の方法)</p> <p>第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定<u>によって</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(個人の町民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額及び<u>県民税額の合算額</u>(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定<u>によって</u>徴収する場合にあっては特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定<u>によって</u>徴収する場合にあっては特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年</p>	<p>第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項の規定の適用</u>については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の町民税の徴収の方法等)</p> <p>第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定<u>により</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(個人の町民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額の合算額</u>(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定<u>により</u>徴収する場合にあっては特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定<u>により</u>徴収する場合にあっては特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年</p>

改正前	改正後
<p>の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定<u>によって</u>特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定<u>によって</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが適当でない<u>と認められる特別事情が生じたため</u>当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定<u>により</u>特別徴収の方法<u>により</u>徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定<u>により</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが適当でない<u>と認められる特別事情が生じたため</u>当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法<u>により</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>4 [略]</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法によって個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は</p>	<p>4 [略]</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法により個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退</p>

改正前	改正後
<p>は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書<u>によって</u>納入しなければならない。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期<u>がある場合においては</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期<u>がない場合においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によ</u></p>	<p>職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式<u>又は第5号の15の2様式</u>による納入書<u>により</u>納入しなければならない。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期<u>がある場合には</u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期<u>がない場合には</u>直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項</u></p>

改正前	改正後
<p><u>って当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>(公的年金等に係る<u>所得に係る</u>個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法<u>によって徴収することが著しく困難であると認められるもの</u>として次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法<u>によって徴収する場合においては</u>、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法<u>によって徴収する。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別徴収の方法<u>によって徴収することとした場合には</u>当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないことと</p>	<p><u>第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>(公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法<u>により徴収することが著しく困難であると認められるもの</u>として次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額<u>(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)</u>の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法<u>により徴収する場合には</u>、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法<u>により徴収する。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別徴収の方法<u>により徴収することとした場合には</u>当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととな</p>

改正前	改正後
<p>なると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>においては</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は</p>	<p>なると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>には</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には</u>直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="176 201 1099 277">誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p data-bbox="197 501 582 533">(法人の町民税の申告納付)</p> <p data-bbox="145 545 1104 922">第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p data-bbox="152 976 358 1008">2～4 [略]</p> <p data-bbox="152 1021 1104 1391">5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経</p>	<p data-bbox="1160 201 2085 450">に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p data-bbox="1180 501 1565 533">(法人の町民税の申告納付)</p> <p data-bbox="1128 545 2085 963">第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式<u>又は第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p> <p data-bbox="1135 976 1341 1008">2～4 [略]</p> <p data-bbox="1135 1021 2085 1391">5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経</p>

改正前	改正後
<p>過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>6～16 [略]</p>	<p>6～16 [略]</p>
<p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p>	<p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p>
<p>第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>3・4 [略]</p>	<p>3・4 [略]</p>
<p>(種別割の税率)</p>	<p>(種別割の税率)</p>
<p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ [略]</p>	<p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ [略]</p>

改正前	改正後
<p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式<u>又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p> <p>第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。</p>	<p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p> <p>第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。</p>

改正前	改正後
<p>次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p><u>(法附則第64条の条例で定める割合)</u></p> <p>第10条の2 <u>法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 [略]</p> <p>2～11 [略]</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に</p>	<p>次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>又は第63条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 [略]</p> <p>2～11 [略]</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に</p>

改正前	改正後
<p>係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第10条の4 [略]</p> <p>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</u></p> <p><u>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p>	<p>係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第10条の4 [略]</p> <p>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 [略]</p>

改正前	改正後
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

改正前

改正後

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

[略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを

改正前

改正後

除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車_{が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。}

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車_{が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車_{が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。}}

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車_{が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令}

改正前	改正後
<p>和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3</p>

改正前	改正後
<p>輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）</p>	<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）</p>
<p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>	<p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>
<p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(1)・(2) [略]</p>
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1</p>

改正前	改正後
<p>項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 [略]</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例） 第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p>	<p>項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 [略]</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例） 第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p>

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の美郷町条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の美郷町条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき美郷町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 2 号

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
(専決第 3 号) の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 8 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

1 専決第 3 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、美郷町国民健康保険税条例の一部改正が必要になったことから、専決処分を行ったので、議会へ報告し承認を求める。

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

美郷町長 田 中 秀 俊

記

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和5年美郷町条例第12号）

美郷町条例第 1 2 号

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美郷町国民健康保険税条例（平成 1 8 年美郷町条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（課税額） 第 2 条 [略] 2 [略] 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。 4 [略]</p>	<p>（課税額） 第 2 条 [略] 2 [略] 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 [略]</p>
<p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第 23 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 24 条の 2 において同じ。）である場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第 23 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の</p>	<p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第 23 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 25 条の 2 第 1 項において同じ。）である場合における第 3 条及び第 25 条第 1 項の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第 23 条の 2 に規定する特例対象被</p>

改正前	改正後
<p>総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第25条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき</p>	<p>保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第25条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 法第703条の5 <u>第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人に</p>

改正前	改正後
<p><u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第25条の2 [略]</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>その他の特例対象被保険者等であること</u>の事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく</p>	<p>つき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(3) 法第703条の5 <u>第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第25条の2 [略]</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく</p>

改正前	改正後
<p>は特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び<u>第25条第1項の規定</u>の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>4～9 [略]</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第25条第1項の規定</u>の適用については、<u>同項</u>中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有す</p>	<p>は特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び<u>第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>4～9 [略]</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第25条</u>の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有す</p>

改正前	改正後
<p>る場合における第4条、第8条、第10条及び<u>第25条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>12 [略] （一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び<u>第25条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2</p>	<p>る場合における第4条、第8条、第10条及び<u>第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>12 [略] （一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び<u>第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」</p>

改正前	改正後
<p>項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに</p>	<p>と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則</p>

改正前	改正後
<p>法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び<u>第25条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>17・18 [略]</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、</p>	<p>第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び<u>第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>17・18 [略]</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、</p>

改正前	改正後
<p>譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山</p>	<p>譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金</p>

改正前	改正後
林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美郷町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第3号

令和4年度美郷町一般会計補正予算（第12号）の専決処分（専決第4号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 専決第4号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第12号）

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

専決第4号

令和4年度美郷町一般会計補正予算(第12号)

令和4年度美郷町一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ130,503千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,431,409千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記は地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 町 税		739,791	2,353	742,144
	1 町 民 税	146,706	632	147,338
	2 固定資産税	541,695	1,082	542,777
	3 軽自動車税	24,798	△73	24,725
	4 市町村たばこ税	17,656	93	17,749
	5 入 湯 税	8,936	619	9,555
2 地方譲与税		249,057	10,846	259,903
	1 地方揮発油譲与税	29,625	2,154	31,779
	2 自動車重量譲与税	86,432	8,692	95,124
3 利子割交付金		158	△84	74
	1 利子割交付金	158	△84	74
4 配当割交付金		627	346	973
	1 配当割交付金	627	346	973
5 株式等譲渡所得割交付金		754	31	785
	1 株式等譲渡所得割交付金	754	31	785
6 法人事業税交付金		6,636	△177	6,459
	1 法人事業税交付金	6,636	△177	6,459
7 地方消費税交付金		111,348	12,081	123,429
	1 地方消費税交付金	111,348	12,081	123,429
9 自動車税環境性能割交付金		5,949	750	6,699
	1 自動車税環境性能割交付金	5,949	750	6,699
11 地方交付税		4,078,762	423,808	4,502,570
	1 地方交付税	4,078,762	423,808	4,502,570
14 使用料及び手数料		62,226	11	62,237
	2 手 数 料	6,893	11	6,904
15 国庫支出金		1,414,131	88,580	1,502,711
	1 国庫負担金	902,753	90,303	993,056
	2 国庫補助金	510,381	△1,723	508,658
16 県支出金		1,044,765	26,142	1,070,907
	2 県補助金	885,398	27,626	913,024
	3 委 託 金	36,352	△1,484	34,868
17 財産収入		54,170	232	54,402
	1 財産運用収入	43,269	232	43,501
18 寄 附 金		556,248	△54,524	501,724
	1 寄 附 金	556,248	△54,524	501,724

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		810,976	△105,089	705,887
	2 基金繰入金	796,317	△105,089	691,228
21 諸収入		75,317	△9	75,308
	4 延滞金・加算金及び過料	65	△9	56
22 町債		1,050,956	△535,800	515,156
	1 町債	1,050,956	△535,800	515,156
歳入	合計	10,561,912	△130,503	10,431,409

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,508,515	△47,758	1,460,757
	1 総務管理費	1,346,532	△47,554	1,298,978
	2 徴税費	86,791	△204	86,587
3 民生費		1,044,266	△9,635	1,034,631
	2 児童福祉費	312,873	△9,635	303,238
4 衛生費		369,312	△6,000	363,312
	1 保健衛生費	187,915	△2,500	185,415
	2 清掃費	181,397	△3,500	177,897
5 農林水産業費		1,006,453	△17,344	989,109
	1 農業費	451,156	△1,846	449,310
	2 林業費	554,111	△15,498	538,613
6 商工費		314,728	△464	314,264
	2 観光費	207,681	△464	207,217
7 土木費		842,724	△1,016	841,708
	1 土木管理費	106,057	△483	105,574
	2 道路橋梁費	462,861	△219	462,642
	3 住宅費	244,776	△314	244,462
9 教育費		502,628	△1,533	501,095
	6 社会教育費	195,453	△1,533	193,920
10 災害復旧費		2,091,035	△30,000	2,061,035
	1 農林水産業施設災害復旧費	975,029	△30,000	945,029
12 諸支出金		1,417,132	△16,753	1,400,379
	4 基金積立金	394,134	△16,753	377,381
歳 出 合 計		10,561,912	△130,503	10,431,409

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 債	千円 27,200	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、利率見直し 後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。 ただし、町財政の都合 により繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。	千円 26,700	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、利率見直し 後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。 ただし、町財政の都合 により繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。
災 害 復 旧 事 業 債	559,200	同 上	同 上	同 上	37,300	同 上	同 上	同 上
臨 時 財 政 対 策 債	41,156	同 上	同 上	同 上	41,156	同 上	同 上	同 上
過 疎 対 策 事 業 債	287,300	同 上	同 上	同 上	279,800	同 上	同 上	同 上
辺 地 対 策 事 業 債	27,500	同 上	同 上	同 上	21,600	同 上	同 上	同 上
合 併 特 例 事 業 債	102,300	同 上	同 上	同 上	102,300	同 上	同 上	同 上
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	0	同 上	同 上	同 上	0	同 上	同 上	同 上
防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	6,300	同 上	同 上	同 上	6,300	同 上	同 上	同 上
合 計	1,050,956				515,156			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	739,791	2,353	742,144
2 地方譲与税	249,057	10,846	259,903
3 利子割交付金	158	△ 84	74
4 配当割交付金	627	346	973
5 株式等譲渡所得割交付金	754	31	785
6 法人事業税交付金	6,636	△177	6,459
7 地方消費税交付金	111,348	12,081	123,429
9 自動車税環境性能割交付金	5,949	750	6,699
11 地方交付税	4,078,762	423,808	4,502,570
14 使用料及び手数料	62,226	11	62,237
15 国庫支出金	1,414,131	88,580	1,502,711
16 県支出金	1,044,765	26,142	1,070,907
17 財産収入	54,170	232	54,402
18 寄附金	556,248	△54,524	501,724
19 繰入金	810,976	△105,089	705,887
21 諸収入	75,317	△ 9	75,308
22 町債	1,050,956	△535,800	515,156
歳入合計	10,561,912	△130,503	10,431,409

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,508,515	△47,758	1,460,757	2,897	△1,891		△44,212	△4,552
3 民生費	1,044,266	△9,635	1,034,631	△632	△1,160		△2,928	△4,915
4 衛生費	369,312	△6,000	363,312	191				△6,191
5 農林水産業費	1,006,453	△17,344	989,109	△62	3,523	△1,800	11	△19,016
6 商工費	314,728	△464	314,264	△1,571	232			875
7 土木費	842,724	△1,016	841,708			△9,000		7,984
8 消防費	293,582	0	293,582	△334		△1,700	2,000	34
9 教育費	502,628	△1,533	501,095	△1,066		△1,400	△11	944
10 災害復旧費	2,091,035	△30,000	2,061,035	90,303	24,281	△521,900		377,316
12 諸支出金	1,417,132	△16,753	1,400,379	453			△17,012	△194
歳出合計	10,561,912	△130,503	10,431,409	90,179	24,985	△535,800	△62,152	352,285

令和 4 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書

入 歳

2 歳 入

(款) 1 町 税

(項) 1 町 民 税

(単位：千円)

1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	町 税	739,791	2,353	742,144			
1	町 民 税	146,706	632	147,338			
	1 個 人	131,779	590	132,369	1 現年課税分	605	1 現年課税分 (1) 現年課税分
					2 滞納繰越分	△15	1 滞納繰越分 (1) 滞納繰越分
	2 法 人	14,927	42	14,969	1 現年課税分	42	1 現年課税分 (1) 現年課税分
2	固定資産税	541,695	1,082	542,777			
	1 固定資産税	536,108	1,082	537,190	1 現年課税分	1,151	1 現年課税分 (1) 現年課税分
					2 滞納繰越分	△69	1 滞納繰越分 (1) 滞納繰越分
3	軽自動車税	24,798	△73	24,725			
	1 軽自動車税種別割	23,520	△47	23,473	1 現年課税分	△50	1 現年課税分 (1) 現年課税分
					2 滞納繰越分	3	1 滞納繰越分 (1) 滞納繰越分
	2 軽自動車税環境性能割	1,278	△26	1,252	1 現年課税分	△26	1 現年課税分 (1) 現年課税分
4	市町村たばこ税	17,656	93	17,749			
	1 市町村たばこ税	17,656	93	17,749	1 現年課税分	93	1 現年課税分 (1) 現年課税分
5	入 湯 税	8,936	619	9,555			
	1 入 湯 税	8,936	619	9,555	1 現年課税分	619	1 現年課税分 (1) 現年課税分
2	地方譲与税	249,057	10,846	259,903			
	1 地方揮発油譲与税	29,625	2,154	31,779			
	1 地方揮発油譲与税	29,625	2,154	31,779	1 地方揮発油譲与税	2,154	1 地方揮発油譲与税 (1) 地方揮発油譲与税
	2 自動車重量譲与税	86,432	8,692	95,124			

(一般会計)

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
	1	自動車重量譲与税	86,432	8,692	95,124	1 自動車重量譲与税	8,692	1 自動車重量譲与税 (1) 自動車重量譲与税
3		利子割交付金	158	△84	74			
	1	利子割交付金	158	△84	74			
	1	利子割交付金	158	△84	74	1 利子割交付金	△84	1 利子割交付金 (1) 利子割交付金
4		配当割交付金	627	346	973			
	1	配当割交付金	627	346	973			
	1	配当割交付金	627	346	973	1 配当割交付金	346	1 配当割交付金 (1) 配当割交付金
5		株式等譲渡所得割交付金	754	31	785			
	1	株式等譲渡所得割交付金	754	31	785			
	1	株式等譲渡所得割交付金	754	31	785	1 株式等譲渡所得割交付金	31	1 株式等譲渡所得割交付金 (1) 株式等譲渡所得割交付金
6		法人事業税交付金	6,636	△177	6,459			
	1	法人事業税交付金	6,636	△177	6,459			
	1	法人事業税交付金	6,636	△177	6,459	1 法人事業税交付金	△177	1 法人事業税交付金 (1) 法人事業税交付金
7		地方消費税交付金	111,348	12,081	123,429			
	1	地方消費税交付金	111,348	12,081	123,429			
	1	地方消費税交付金	111,348	12,081	123,429	1 地方消費税交付金	12,081	1 地方消費税交付金 5,465 (1) 地方消費税交付金 (5,465) 2 地方消費税交付金(社会保障費分) 6,616 (1) 地方消費税交付金(社会保障費分) (6,616)
9		自動車税環境性能割交付金	5,949	750	6,699			
	1	自動車税環境性能割交付金	5,949	750	6,699			
	1	自動車税環境性能割交付金	5,949	750	6,699	1 自動車税環境性能割交付金	750	1 自動車税環境性能割交付金 (1) 自動車税環境性能割交付金
11		地方交付税	4,078,762	423,808	4,502,570			
	1	地方交付税	4,078,762	423,808	4,502,570			
	1	地方交付税	4,078,762	423,808	4,502,570	1 地方交付税	423,808	1 特別交付税 (1) 特別交付税
14		使用料及び手数料	62,226	11	62,237			

(一般会計)

(款) 14 使用料及び手数料
(項) 2 手数料

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
	2	手数料	6,893	11	6,904			
	1	総務手数料	3,607	11	3,618	1 総務手数料	11	1 税務証明手数料 14 (1) 税務証明手数料 (14) 2 督促手数料 △9 (1) 督促手数料 (△9) 3 地籍成果閲覧等手数料 14 (1) 地籍成果の閲覧及び交付手数料 (14) 4 自動車臨時運行許可申請手数料 △8 (1) 自動車臨時運行許可申請手数料 (△8)
15		国庫支出金	1,414,131	88,580	1,502,711			
	1	国庫負担金	902,753	90,303	993,056			
	4	災害復旧費国庫負担金	722,890	90,303	813,193	1 公共土木施設災害復旧費負担金	90,303	1 公共土木施設災害復旧費負担金 (1) 現年発生公共土木施設災害復旧費負担金
	2	国庫補助金	510,381	△1,723	508,658			
	1	総務費国庫補助金	180,301	△124	180,177	1 総務費補助金	△124	1 個人番号制度事務補助金 2,681 (1) 番号制度カード発行等事務補助金 (2,681) 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 △2,805 (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (△2,805)
	5	土木費国庫補助金	199,392	△1,600	197,792	3 住宅費補助金	△1,600	1 空家再生等推進事業補助金 (1) 空家再生等推進事業補助金
	9	災害復旧費国庫補助金	8,916	1	8,917	1 公共土木施設災害復旧費補助金	1	1 公共土木施設災害査定設計委託費等補助金 (1) 公共土木施設災害査定設計委託費等補助金
16		県支出金	1,044,765	26,142	1,070,907			
	2	県補助金	885,398	27,626	913,024			
	2	民生費県補助金	17,545	△1,160	16,385	3 障がい者医療費補助金	△1,160	1 重度心身障がい者医療費助成事業補助金 (1) 重度心身障がい者医療費助成事業補助金
	4	農林水産業費県補助金	214,311	4,273	218,584	1 農業費補助金	750	1 農業次世代人材投資事業交付金 (1) 農業次世代人材投資事業交付金
						3 林業費補助金	3,523	1 鳥獣被害防止対策補助金 3,804 (1) 鳥獣被害防止対策緊急捕獲等対策事業補助金 (3,816) (2) 有害鳥獣捕獲活動支援事業県補助金 (△12) 2 林業後継者対策補助金 △165

(一般会計)

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
								(1) 社会保険等整備事業補助金 (△165) 3 有害鳥獣パトロールで地域活性化事業補助金 △105 (1) 有害鳥獣パトロールで地域活性化事業補助金 (△105) 4 狩猟免許取得促進事業補助金 △11 (1) 狩猟免許取得促進事業補助金 (△11)
	6	商工費県補助金	23,052	232	23,284	1 商工費補助金	232	1 みやざき応援消費拡大支援事業補助金 (1) みやざき応援消費拡大支援事業補助金
	10	災害復旧費県補助金	602,605	24,281	626,886	1 農林水産業施設災害復旧費補助金	24,281	1 農地・農業用施設災害復旧事業補助金 △193,968 (1) 現年発生農地・農業用施設災害復旧事業補助金 (△193,968) 2 林道施設災害復旧事業補助金 181,938 (1) 現年発生林道施設災害復旧事業補助金 (285,938) (2) 過年発生林道施設災害復旧事業補助金 (△104,000) 3 林道災害査定設計委託費等補助金 36,311 (1) 林道災害査定設計委託費等補助金 (36,311)
	3	委託金	36,352	△1,484	34,868			
	1	総務費委託金	35,450	△1,484	33,966	2 徴税費委託金	408	1 県民税徴収事務委託金 (1) 県民税徴収事務委託金
						3 選挙費委託金	△1,892	1 県知事選挙委託金 (1) 県知事選挙委託金
17		財産収入	54,170	232	54,402			
	1	財産運用収入	43,269	232	43,501			
	1	利子及び配当金	5,492	232	5,724	1 利子及び配当金	232	1 株配当金 95 (1) 株配当金 (95) 2 財政調整積立基金運用利子 △1 (1) 財政調整積立基金運用利子 (△1) 3 減債基金運用利子 3 (1) 減債基金運用利子 (3) 4 公共施設等整備基金運用利子 17 (1) 公共施設等整備基金運用利子 (17) 5 産業等振興基金運用利子 69 (1) 産業等振興基金運用利子 (69) 6 合併振興基金運用利子 37 (1) 合併振興基金運用利子 (37) 7 地域福祉基金運用利子 5

(一般会計)

(款) 17 財産収入
(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
								(1)地域福祉基金運用利子 (5) 8 中山間ふるさと農村活性化基金運用利子 1 (1)中山間ふるさと農村活性化基金運用利子 (1) 9 土地開発基金運用利子 6 (1)土地開発基金運用利子 (6)
18		寄附金	556,248	△54,524	501,724			
	1	寄附金	556,248	△54,524	501,724			
		3 ふるさと寄付金(納税)	554,247	△54,524	499,723	1 ふるさと寄付金(納税)	△54,524	1 ふるさと寄付金(納税) △34,024 (1)ふるさと応援寄付金(納税) (△34,024) 2 ふるさと応援寄付金(クラウドファンディング) △20,000 (1)ふるさと応援寄付金(クラウドファンディング) (△20,000) 3 美郷版ふるさと応援寄付金 △500 (1)美郷版ふるさと応援寄付金 (△500)
19		繰入金	810,976	△105,089	705,887			
	2	基金繰入金	796,317	△105,089	691,228			
		1 財政調整基金繰入金	446,717	△97,161	349,556	1 財政調整基金繰入金	△97,161	1 財政調整基金繰入金 (1)財政調整基金繰入金
		14 合併市町村振興基金繰入金	11,334	△7,000	4,334	1 合併市町村振興基金繰入金	△7,000	1 合併市町村振興基金繰入金 (1)合併市町村振興基金繰入金
		16 ふるさと応援基金繰入金	205,124	△928	204,196	1 ふるさと応援基金繰入金	△928	1 ふるさと応援基金繰入金 (1)ふるさと応援基金繰入金
21		諸収入	75,317	△9	75,308			
	4	延滞金・加算金及び過料	65	△9	56			
		1 延滞金	65	△9	56	1 延滞金	△9	1 町税延滞金 (1)町・県民税延滞金
22		町債	1,050,956	△535,800	515,156			
	1	町債	1,050,956	△535,800	515,156			
		4 公共事業等債	27,200	△500	26,700	2 急傾斜地崩壊対策事業債	△500	1 県営急傾斜地崩壊対策事業債 (1)県営急傾斜地崩壊対策事業負担金債
		5 災害復旧事業債	559,200	△521,900	37,300	1 農林水産施設災害復旧債	△194,100	1 林業用施設災害復旧債 △194,100 (1)現年発生林業施設災害復旧債 (△149,300) (2)過年発生林業施設災害復旧債 (△44,800)

(一般会計)

(款) 22 町 債
(項) 1 町 債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
							2	公共土木施設災害復旧債	△327,800	1 公共土木施設災害復旧債 (1) 現年発生公共土木施設災害復旧債
	20	過疎対策事業債	287,300	△7,500	279,800		1	林道整備事業債	△1,800	1 林道整備事業債 △1,800 (1) 町単林道整備事業債 (過疎) (△2,100) (2) 地方創生道整備推進交付金事業債 (林道整備) (300)
							2	町道整備事業債	3,900	1 町道整備事業債 3,900 (1) 町単町道整備事業債 (過疎) (1,100) (2) 防災・安全交付金債 (通学路対策) (△100) (3) 地方創生道整備推進交付金事業債 (町道整備) (2,900)
							3	消防施設整備事業債	△4,100	1 消防施設整備事業債 (1) 消防施設整備事業債
							10	ソフト事業債	△5,500	1 住宅対策事業債 △6,500 (1) 住宅対策事業債 (△6,500) 2 就学支援事業債 △1,400 (1) 就学支援事業債 (△1,400) 3 救急救命対策事業債 2,400 (1) 救急救命業務対策事業債 (2,400)
	21	辺地対策事業債	27,500	△5,900	21,600		1	町道整備事業債	△5,900	1 町道整備事業債 △5,900 (1) 防災・安全交付金債 (道路環境の整備 辺地町道) (△2,000) (2) 道整備交付金事業債 (道路新設改良) (△3,900)

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		総 務 費	1,508,515	△47,758	1,460,757	△43,206	△4,552			
		総務管理費	1,346,532	△47,554	1,298,978	△43,996	△3,558			
	1	一般管理費	561,583	△395	561,188	国庫補助金 417	△812			
								1 報 酬	△336	1 総務一般経費 △395 田代小学校校舎再生協議会委員報酬 (△336)
								8 旅 費	△59	田代小学校校舎再生協議会委員費用弁償 (△59)
	2	財産管理費	93,036	△2,237	90,799	国庫補助金 317	△2,554			
								12 委 託 料	△1,790	1 本所庁舎管理費 △1,790 消防設備保守点検委託料 (△210) 清掃業務委託料 (△986) 空調機器等点検業務委託料 (△594)
								14 工事請負費	△447	2 南郷庁舎維持改修費 △320 南郷支所改修工事請負費 (△320) 3 その他財産管理費（南郷地域課） △127 その他財産施設改修工事請負費 (△127)
	4	企画費	471,709	△44,492	427,217	国庫補助金 △516 その他 △44,212	236			
								7 報 償 費	△19,200	1 交通機関の充実 △2,474 生活路線バス運行補助金 (△2,474)
								10 需 用 費	△918	2 ふるさと納税推進 △41,818 ふるさと納税返礼品 (△19,000) 印刷製本費 (△918) ふるさと納税決済手数料 (△3,200)
								11 役 務 費	△13,900	ふるさと納税一括業務代行手数料 (△10,700) クラウドファンディング型ふるさと応援事業補助金 (△8,000)
								18 負担金補助 及び交付金	△10,474	3 美郷版ふるさと応援寄付金推進 △200 美郷版ふるさと応援寄付金返礼品 (△200)
	6	C A T V センター運営費	85,595	0	85,595	国庫補助金 △2	2			
	7	国内外交流費	1,418	△430	988		△430			
								18 負担金補助 及び交付金	△430	1 姉妹都市交流事業費 △430 日韓交流事業補助金 (△430)

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
2	2	徴税費	86,791	△204	86,587		△204			
		賦課徴収費	26,166	△204	25,962		△204	12	委託料	△204

(款) 2 総務費
(項) 3 戸籍住民登録費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
3	1	戸籍住民登録費	47,551	0	47,551	2,681	△2,681			
		戸籍住民登録費	47,551	0	47,551	国庫補助金 2,681	△2,681			

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
4	3	選挙費	25,911	0	25,911	△1,891	1,891			
		県知事選挙費	9,790	0	9,790	県支出金 △1,891	1,891			

(一般会計)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
3		民生費	1,044,266	△9,635	1,034,631	△4,720	△4,915			
	1	社会福祉費	714,600	0	714,600	△1,792	1,792			
	1	社会福祉総務費	267,893	0	267,893	国庫補助金 △632	632			
	4	障がい福祉費	227,544	0	227,544	県支出金 △1,160	1,160			

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
	2	児童福祉費	312,873	△9,635	303,238	△2,000	△7,635			
	1	児童福祉総務費	89,603	△2,635	86,968	その他 △2,000	△635	12 委託料	△2,635	1 放課後児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業委託料 (△2,635)
	2	児童福祉施設費	223,270	△7,000	216,270		△7,000	12 委託料	△7,000	1 児童福祉施設管理運営費 美郷町立保育所運営事業委託料 (△5,000) 2 広域保育支援費 児童保育他市町村委託料 (△2,000)

(款) 3 民生費
(項) 3 災害救助費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
3		災害救助費	16,793	0	16,793	△928	928			
	1	災害救助費	16,793	0	16,793	その他 △928	928			

(一般会計)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

4	1	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		衛生費	369,312	△6,000	363,312	191	△6,191			
	1	保健衛生費	187,915	△2,500	185,415	191	△2,691			
	2	予防費	63,862	0	63,862	国庫補助金 191	△191			
	4	水道費	15,300	△2,500	12,800		△2,500	18 負担金補助 及び交付金	△2,500	1 水道施設管理費 水道施設整備補助金 △2,500 (△2,500)

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

(単位：千円)

2	2	清掃費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		清掃費	181,397	△3,500	177,897		△3,500			
	2	塵芥処理費	90,954	△3,500	87,454		△3,500	12 委託料	△3,500	1 廃棄物運搬処理費 一般廃棄物収集運搬処理業務委託料 粗大ごみ運搬業務委託料 資源ごみ運搬処理業務委託料 不燃ごみ運搬処理業務委託料 △3,500 (△1,000) (△1,300) (△400) (△800)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 1 農業費

(単位：千円)

5	1	3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
			農林水産業費	1,006,453	△17,344	989,109	1,672	△19,016			
			農業費	451,156	△1,846	449,310	△62	△1,784			
			農業振興費	203,901	△1,846	202,055	国庫補助金 △62	△1,784			
									12 委 託 料	△1,846	1 6次産業化推進事業 産地型商社活動促進事業委託料 △1,846 (△1,846)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 2 林業費

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	林業費	554,111	△15,498	538,613	1,734	△17,232			
	1 林業総務費	37,271	0	37,271	その他 △128	128			
	2 林業振興費	224,506	△15,498	209,008	県支出金 3,523 その他 △6,629	△12,392			
							1 報 酬	△1,700	1 森林整備事業(町単) 町単森林整備事業補助金 △1,891 (△384)
							4 共 済 費	△500	危険木伐採支援事業補助金 (△1,507)
							7 報 償 費	△200	2 特用林産振興事業(町単) 特用林産物振興対策事業(木炭原木供給事業)補助金 △1,490 (△650)
							8 旅 費	△200	特用林産物振興対策事業(生産者団体育成事業)補助金 (△240)
									特用林産振興対策事業(燃料高騰対策緊急事業)補助金 (△600)
							12 委 託 料	△2,084	3 作業路維持管理事業 作業道維持補修業務委託料 △2,084
							18 負担金補助 及び交付金	△10,814	4 林業生産組織(担い手)育成強化(県単) 県単社会保険等整備事業補助金 △330 (△330)
									5 林業生産組織(担い手)育成強化(町単) 町単林業技術高度化事業補助金 △3,317 (△825)
									町単社会保険等整備事業補助金 (△111)
									林業担い手確保対策事業補助金(林業大学校研修補助) (△357)
									町単労働安全推進補助金 (△1,968)
									町単高性能林業機械リース補助金 (△56)
									6 地域おこし活動費(林業振興) 地域おこし協力隊報酬 △2,600 (△1,700)
									地域おこし協力隊社会保険料負担金 (△500)
									地域おこし協力隊指導等謝金 (△200)
									普通旅費 (△200)
									7 鳥獣被害対策事業(県単) △3,786
									町有害鳥獣対策協議会運営補助金 (△3,637)
									狩猟免許取得促進補助金 (△149)
	3 林道整備費	182,457	0	182,457	地方債 △1,800	1,800			
	4 林道維持費	103,761	0	103,761	その他 6,768	△6,768			

(一般会計)

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

(単位: 千円)

6	1	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		商工費	314,728	△464	314,264	△1,339	875			
	1	商工費	84,290	0	84,290	△2,573	2,573			
	1	商工振興費	84,290	0	84,290	国庫補助金 △2,805 県支出金 232	2,573			

(款) 6 商工費
(項) 2 観光費

(単位: 千円)

6	2	観光費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		観光費	207,681	△464	207,217	1,234	△1,698			
	1	観光振興費	207,681	△464	207,217	国庫補助金 1,234	△1,698			
								12 委託料	△84	1 西の正倉院・百済の館管理運営費 西の正倉院百済の館窓口業務委託料 (△84)
								14 工事請負費	△380	2 南郷地区観光施設管理運営費 南郷地区観光施設改修工事請負費 (△380)

(一般会計)

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7	1	土木費	842,724	△1,016	841,708	△9,000	7,984			
		土木管理費	106,057	△483	105,574		△483			
		1 土木総務費	105,918	△483	105,435		△483			
								14 工事請負費	△178	1 生活道整備事業 生活道整備工事請負費 △483 (△178)
								15 原材料費	△305	生活道整備原材料代 (△305)

(款) 7 土木費
(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	1	道路橋梁費	462,861	△219	462,642	△2,000	1,781			
		道路維持費	134,676	△219	134,457		△219			
									10 需用費	△116
								13 使用料及び 賃借料	△103	工事用資材リース料 (△103)
	2	道路新設改良費	328,185	0	328,185	地方債 △2,000	2,000			

(款) 7 土木費
(項) 3 住宅費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3	2	住宅費	244,776	△314	244,462	△6,500	6,186			
		公営住宅建設費	31,337	△314	31,023	その他 △500	186			
									12 委託料	△314
	3	一般住宅対策費	39,056	0	39,056	地方債 △6,500 その他 500	6,000			

(一般会計)

(款) 7 土木費
(項) 4 河川費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
	4	河川費	29,030	0	29,030	△500	500			
	1	河川砂防費	29,030	0	29,030	地方債 △500	500			

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
8		消防費	293,582	0	293,582	△34	34			
	1	消防費	293,582	0	293,582	△34	34			
	1	非常備消防費	227,483	0	227,483	国庫補助金 △334 地方債 2,400 その他 2,000	△4,066			
	2	消防施設費	20,409	0	20,409	地方債 △4,100	4,100			

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

9	1	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		教育費	502,628	△1,533	501,095	△2,477	944			
	1	教育総務費	193,462	0	193,462	△1,400	1,400			
	2	事務局費	159,316	0	159,316	地方債 △1,400	1,400			

(款) 9 教育費
(項) 6 社会教育費

(単位：千円)

9	6	社会教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		社会教育費	195,453	△1,533	193,920	△1,077	△456			
	1	社会教育総務費	36,603	0	36,603	その他 △11	11			
	6	体育施設費	47,581	△1,533	46,048	国庫補助金 △1,066	△467			
								14 工事請負費	△1,533	1 社会体育施設管理費 西郷農村環境改善センター施設改修工事請負費 △1,533 (△1,533)

(一般会計)

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

10	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		災害復旧費	2,091,035	△30,000	2,061,035	△407,316	377,316			
		農林水産業施設災害復旧費	975,029	△30,000	945,029	△169,819	139,819			
	1	農地・農業用施設災害復旧費	270,172	0	270,172	県支出金 △193,968	193,968			
	2	林業施設災害復旧費	704,857	△30,000	674,857	県支出金 218,249 地方債 △194,100	△54,149	14 工事請負費	△30,000	1 林業施設災害復旧事業(補助) 過年発生林道施設災害復旧工事費 現年発生林道施設災害復旧工事費 △30,000 (△160,000) (130,000)

(款) 10 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		公共土木施設災害復旧費	1,116,006	0	1,116,006	△237,497	237,497			
	1	道路橋梁災害復旧費	1,116,006	0	1,116,006	国庫補助金 90,303 地方債 △327,800	237,497			

(一般会計)

(款) 12 諸支出金

(項) 1 特別会計繰出金

(単位:千円)

12	1	諸支出金	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		諸支出金	1,417,132	△16,753	1,400,379	△16,559	△194			
	1	特別会計繰出金	743,021	0	743,021	453	△453			
	1	特別会計繰出金	743,021	0	743,021	国庫補助金 453	△453			

(款) 12 諸支出金

(項) 4 基金積立金

(単位:千円)

12	4	基金積立金	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
		基金積立金	394,134	△16,753	377,381	△17,012	259				
	1	基金積立金	394,134	△16,753	377,381	その他 △17,012	259	24 積立金	△16,753	1 一般会計基金積立金 財政調整基金積立金 減債基金積立金 公共施設等整備基金積立金 産業振興基金積立金 合併振興基金積立金 森林環境譲与税基金積立金 入湯税管理基金積立金 2 ふるさと応援基金積立金 ふるさと応援基金積立金	259 (△271) (△22) (△11) (19) (△163) (88) (619) △17,012 (△17,012)

(一般会計)

議案第 38 号

工事請負契約の締結について

令和5年4月21日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年美郷町条例第54号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年5月8日提出

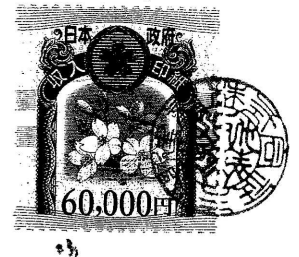
美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和4年度 4年災 公共土木施設災害復旧事業
第123号(1工区) 2級町道 山瀬橋・長崎線
道路災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 112,200,000円
(うち取引に係る消費税額 10,200,000円)
- 4 契約の相手方 宮崎県日向市東郷町山陰丙 1479 番地 7
株式会社 三郎建設
代表取締役 黒木 文也

提案理由

令和4年度 4年災 公共土木施設災害復旧事業 第123号(1工区) 2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が5千万円以上であるため、本案を提出する。



工事請負仮契約書



1 工事名 令和4年度 4年災 公共土木施設災害復旧事業 第123号(1工区)
2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3 工期 自 令和 年 月 日
至 令和 6 年 3 月 29 日

4 請負金額

+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	1	1	2	2	0	0	0	0	0

〔うち取引に係る消費税額〕

億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	1	0	2	0	0	0	0	0

5 契約保証金

+	億	千	百	+	万	千	百	+	円

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- 分別解体等の方法
- 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町と請負者 株式会社 三郎建設とは、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- 出来形部分払いの回数 3回以内
- 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 5 年 4 月 25 日

発注者 美郷町 長 田中 秀 俊



請負者 住 所 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7
商号又は名称 株式会社 三郎建設
代表者氏名 代表取締役 黒木文也



入札結果一覧表

- 1 工事の名称 令和4年度 4年災 公共土木施設災害復旧事業 第123号 (1工区)
2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事
- 2 工事の場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内
- 3 入札年月日 令和 5 年 4 月 21 日

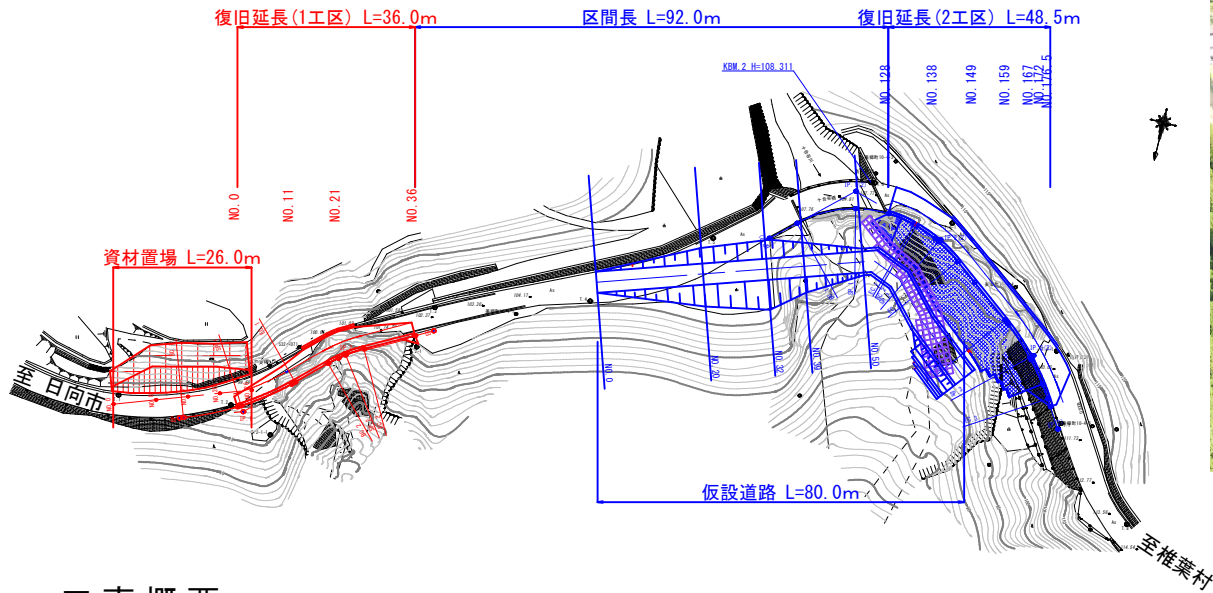
番号	入札者氏名	第1回入札高	第2回入札高	摘要
1	株式会社 松澤組 松 澤 美 美	辞退		
2	旭建設 株式会社 黒 木 繁 人	104,170,000		
3	杉本建設 株式会社 杉 本 雅 昭	102,600,000		
4	株式会社 長谷川組 長 谷 川 明 正	103,500,000		
5	株式会社 坂下組 日向支店 西 郷 正 人	102,612,000		
6	株式会社 内山建設 内 山 雅 仁	104,000,000		
7	株式会社 三郎建設 黒 木 文 也	102,000,000		落札
8	吉原建設株式会社 吉 原 政 秀	102,500,000		
9	甲勝建設 株式会社 甲 斐 英 伸	辞退		

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額が申し込み価格である。

美 郷 町 役 場
総 務 課

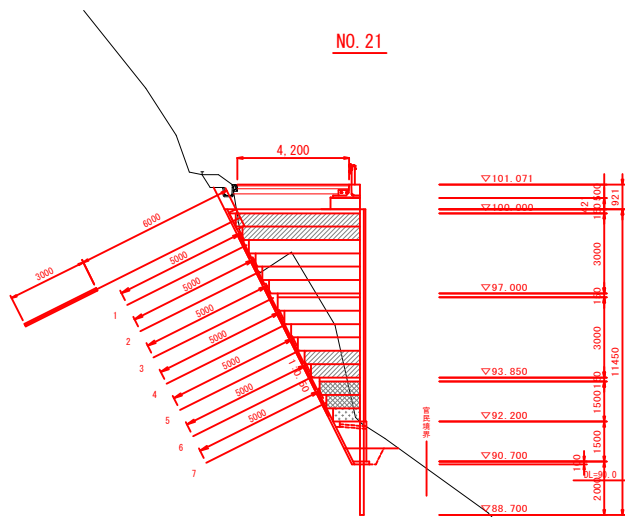
令和4年度 4年災 公共土木施設災害復旧事業 第123号 (1工区)
2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事

参考資料



工事概要

(1工区)	
復旧延長	L=36.0m
幅員	W=4.1~4.2m
軽量盛土工(EPS)	V=459m ³
現場打吹付工(植生)	A=226m ²
Grコン	L=36.0m
アスファルト舗装	A=116m ²
路盤工	A=116m ²
側溝(布設替)	L=10.5m
舗装版切断工	L=20.0m
舗装版取壊工	V=2.5m ³
構造物取壊工	V=41m ³
雑工(取付工)	N=1式



起点側



終点側



議案第 39 号

令和 5 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6, 329 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 429, 320 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 8 日 提 出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		37,004	180	37,184
	1 分担金	5,134	180	5,314
19 繰入金		1,366,143	6,149	1,372,292
	2 基金繰入金	1,357,582	6,149	1,363,731
歳 入 合 計		9,422,991	6,329	9,429,320

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		381,263	2,729	383,992
	1 保健衛生費	176,905	2,729	179,634
10 災害復旧費		1,376,772	3,600	1,380,372
	1 農林水産業施設災害復旧費	959,619	3,600	963,219
歳 出	合 計	9,422,991	6,329	9,429,320

令和 5 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	37,004	180	37,184
19 繰入金	1,366,143	6,149	1,372,292
歳入合計	9,422,991	6,329	9,429,320

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	381,263	2,729	383,992					2,729
10 災害復旧費	1,376,772	3,600	1,380,372				180	3,420
歳出合計	9,422,991	6,329	9,429,320				180	6,149

入 歳

2 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
13		分担金及び負担金	37,004	180	37,184			
	1	分 担 金	5,134	180	5,314			
	2	災害復旧費分担金	3,175	180	3,355	1 農地・農業 用施設災害 復旧費分担 金	180	1 農地・農業用施設災害復旧費分担金 (1) 農地・農業用施設災害復旧費分担金（単独災）
19		繰 入 金	1,366,143	6,149	1,372,292			
	2	基金繰入金	1,357,582	6,149	1,363,731			
	1	財政調整基金繰入金	1,164,160	6,149	1,170,309	1 財政調整基 金繰入金	6,149	1 財政調整基金繰入金 (1) 財政調整基金繰入金

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
4	1	衛生費	381,263	2,729	383,992		2,729				
		保健衛生費	176,905	2,729	179,634		2,729				
		5 診療所費	6,843	2,729	9,572		2,729				
								17 備品購入費	2,729	1 歯科診療所運営管理費 歯科診療所備品購入費	2,729 (2,729)

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
10	1	災害復旧費	1,376,772	3,600	1,380,372	180	3,420				
		農林水産業施設災害復旧費	959,619	3,600	963,219	180	3,420				
		1 農地・農業用施設災害復旧費	77,557	3,600	81,157	その他 180	3,420				
								13 使用料及び賃借料	3,600	1 農地・農業施設災害復旧事業(単独) 重機借上料	3,600 (3,600)

(一般会計)